

起業家教育事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年7月14日制定

[農商工部産業雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、起業家教育事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の選定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員4名をもって組織する。

- 2 委員は、農商工部長、農商工部理事、産業雇用政策課長、産業創出課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本事業の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農商工部長、副委員長は、農商工部理事とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要に応じて、書面により開催することができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(審査方法)

第6条 審査は、提案参加者から提出された企画提案書等による書面審査を行う。

(評価基準)

第7条 プロポーザルの評価基準は、実施要領に定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農商工部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本事業の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。